たつの市水道事業障害者活躍推進計画

機関名	たつの市水道事業
任命権者	たつの市長
計画期間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日
たつの市水道事業における障害者雇用に関する課題	たつの市水道事業においては、職員総数が２０名程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 　よって、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 ○障害者に関する理解促進のため、関係する庁内研修に参加する。
②定着に関する目標	なし ※障害者である職員の採用があった際には、定着状況を把握する。
取組内容	
１　障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、上下水道部上水道課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、事務局内掲示等において周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、兵庫労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２　障害者の活躍の基本となる職務の選定創出	○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）から業務遂行が困難であるなどの相談があった場合は、庁内関係機関と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３　障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、所属長による人事評価面談を通じて必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 ○必要な措置を講じるに当たっては、障害者である職員の要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4　その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。